

「暗号資産関連デリバティブ取引に関する規則」の一部改正について（案）

2021年1月18日
（下線部分変更）

改正案	現 行
<p>（実預託額の算出）</p> <p>第5条 会員は、業府令第117条第1項第48号の規定に従い、個人顧客に対して提供する暗号資産関連デリバティブ取引に係る証拠金等（委託証拠金その他の保証金をいう。以下同じ。）の額に当該暗号資産関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を含むものとし、又は当該暗号資産関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を控除できるものとし（以下「実預託額」という。）、営業日ごとに一定の時刻を定めて算出しなければならない。</p> <p>2 会員は業府令第117条第1項第50号の規定に従い、法人顧客に対して提供する特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る実預託額について、営業日ごとに一定の時刻を定めて算出しなければならない。</p> <p>3 本条及び次条の証拠金等は、有価証券又は暗号資産をもって充てることができる。証拠金等の全部又は一部が有価証券又は暗号資産をもって代用される場合におけるその代用価格は、業府令第117条第38項及び同条第48項による。ただし、暗号資産をもって代用される場合に関し、金融商品取引所等に関する内閣府令第68条第2項に規定する額がないときは、<u>直前の基準時における各暗号資産の価格に100分の50を乗じた額を越えない額とする。</u></p> <p>4 <u>前項の基準時とは、第1項又は第2項に基づき会員が営業日ごとに実預託額を算出する一定の時刻として定めた時刻とする。</u></p>	<p>（実預託額の算出）</p> <p>第5条 会員は、業府令第117条第1項第48号の規定に従い、個人顧客に対して提供する暗号資産関連デリバティブ取引に係る証拠金等（委託証拠金その他の保証金をいう。以下同じ。）の額に当該暗号資産関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を含むものとし、又は当該暗号資産関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を控除できるものとし（以下「実預託額」という。）<u>について、</u>営業日ごとに一定の時刻を定めて算出しなければならない。</p> <p>2 会員は業府令第117条第1項第50号の規定に従い、法人顧客に対して提供する特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る実預託額について、営業日ごとに一定の時刻を定めて算出しなければならない。</p> <p>3 本条及び次条の証拠金等は、有価証券又は暗号資産をもって充てることができる。証拠金等の全部又は一部が有価証券又は暗号資産をもって代用される場合におけるその代用価格は、業府令第117条第38項及び同条第48項による。ただし、暗号資産をもって代用される場合に関し、金融商品取引所等に関する内閣府令第68条第2項に規定する額がないときは、<u>当協会が別途定める額とする。</u></p>